



平成30年度(平成30年7月～平成31年2月)

学会等に参加する際の託児等の費用補助を行います



男女共同参画推進室

群馬大学に勤務する教職員が、学会等に参加する際、やむを得ず子どもを預ける場合の託児等費用の一部を補助します。

対象者：本学に勤務する教職員が、週休日に出張を伴う学会等に参加するため、中学校就学前の子の保育に託児等を利用する者。

補助期間：平成30年7月～平成31年2月末日に開催される学会等(週休日に出張を伴うもの)に限ります。

補助金額：1回の申請につき1万円を上限とします。

\*申請多数の場合は、予算内で配分します。支払は平成31年3月以降となります。

対象の託児：学会特設託児、保育所の託児施設、ファミリーサポートセンター及びベビーシッター。ただし、家族や近隣者が行うベビーシッターは対象外(ファミリーサポートセンター等の会員である近隣者は除く)とします。なお経費の支払に伴い、必ず**保育料の領収書等**をご提出ください。

ただし、下記の項目は補助対象になりませんのでご注意ください。

- (1) ベビーシッター会社等への入会に係る費用
- (2) ベビーシッター会社等の年会費
- (3) 利用の取り消しに伴う費用
- (4) 通常の月極料金に含まれている費用(対象となる曜日に定期的に預けている場合)

申請方法：週休日にかかる学会に参加される方は、申請書(様式第1号)に、参加する学会等の日程及び発表の有無、預け先の託児等費用が明らかになるパンフレット等を添え、所属する学部等の長から、男女共同参画推進室に申請してください。今年度は試行実施のため、1人1回の申請に限ります。

結果につきましては、審査の後、所属する学部等の長を通して申請者へ通知します。

申請の締切：各部等で取りまとめの上、**学会等予定日の15日前までに**男女共同参画推進室にご提出ください。(申請を希望される方は、**所属の締切**に合わせて書類をご提出ください。)

手続き：補助が決定した方は、託児等の利用後速やかに、領収書等支払額が明らかになるものを添付の上、報告書及び請求書(様式第2号)、**週休日・休日の振替簿のコピー**を直接、男女共同参画推進室に提出してください。

報告書・請求書の提出締切：平成31年3月1日(金)

※ご不明な点は下記までご連絡ください。

国立大学法人群馬大学 男女共同参画推進室 担当：長安(内線 7146)

荒牧キャンパス教養教育 GC 棟 1階 103、TEL 027-220-7146

kyodo-sankaku@jimu.gunma-u.ac.jp、<http://kyodo-sankaku.gunma-u.ac.jp/>

